

三条市工場等遮熱断熱促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の労働環境の整備や光熱費等の抑制による経営コストの削減を促進することを目的に、工場・倉庫等の屋根や外壁などに遮熱や断熱の工事を施工する際の経費に関し、予算の範囲内において三条市工場等遮熱断熱促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 工場等 工場又は倉庫で事業の用に供する建物をいう。
- (3) 遮熱・断熱工事 工場等の内部温度の変化を抑えるため、屋根、天井、外壁又は外窓に遮熱・断熱効果の向上を目的として行う改修等の工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 常時使用する従業員の数が1人以上であること。（労働基準法（昭和22年法律第49号）第116条第2号の規定により同法の規定を適用しないものを除く。）
- (3) 製造業、卸売業その他市長が適当と認める業種に属する事業を営んでいること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (5) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、補助対象者が所有又は使用する市内に所在する施設であって、日常的に労働者が業務を行う工場等とする。ただし、居住を目的とした施設は補助対象施設としないものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象施設の屋根又は天井を対象として行う遮熱・断熱工事であって、当該工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が100万円以上のものとする。

2 既に屋根若しくは天井に遮熱・断熱工事を施工済みの場合又は前項の遮熱・断熱工事と同時に行う場合は、次の各号に掲げる遮熱・断熱工事も補助対象事業とすることができる。

- (1) 外壁遮熱・断熱工事

- (2) 外窓遮熱・断熱工事
 - (3) その他市長が認める工事
- (補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する設計費、材料費、運搬費、養生費、既存設備撤去復旧費、消耗品費、処分費、労務費その他遮熱・断熱工事に必要な経費であつて市長が適当と認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、足場の設置及び撤去費、既存施設又は設備の劣化等に伴う修繕費並びに振込手数料は、補助対象経費としないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としないものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする経費が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の5分の2以内の額とし、次の各号に掲げる補助対象施設の施工面積の区分に応じ、それぞれに定める額を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 500㎡未満 100万円
- (2) 500㎡以上900㎡未満 150万円
- (3) 900㎡以上 200万円

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市工場等遮熱断熱促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）
- (2) 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 建物の所有者を確認できる書類
- (4) 賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（自己の所有する建物でない場合に限る。）
- (5) 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し
- (6) 遮熱・断熱工事による事業効果が見込まれる使用材料等のカタログ
- (7) 施工箇所が確認できる図面等
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、

補助金を交付することを決定した場合にあっては、三条市工場等遮熱断熱促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては三条市工場等遮熱断熱促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市工場等遮熱断熱促進補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、市長が定める日までに三条市工場等遮熱断熱促進補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書、工事注文書又は注文請書の写し
- (2) 補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し
- (3) 工事完了写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市工場等遮熱断熱促進補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。